

Title	アリストーテリーズの奴隸制度論
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1920
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.14, No.12 (1920. 12) ,p.1651(1)- 1681(31)
JaLC DOI	10.14991/001.19201201-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19201201-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

新商人道の実業的家業の論述

法学博士 福田信一著

定價一圓九十錢
送料十二錢

内 容
 □士魂商才 □戰爭と商業
 □財權と商權 □舊式の商人と新式の商人
 □現代に於ける商人の意義並に任務
 □資本と其の運用 □新商人の教育
 □景氣と不景氣 □戦後の世界と商人の任務

改版 増補 民經濟講話
 本國勞本經經濟講話
 本文并繪像講話冊合
 イント總紙數共全部收貲
 一十月上旬

南橋休三阪大・町橋橋京東株式會社
 大鎧行發閣
 香八一六三三五五七二阪大
 銀五百百版

三田學會雑誌 第十四卷 第十一號

論 説

アリストーテリーズの奴隸制度論

高橋誠一郎

經濟學の獨立なる理論的發達は終に希臘思想家の間に求むること能はざりし
と雖も、而も之れに對して最も近接せるは家事經營の原理を論述せる場合なり。

アリストーテリーズは「經濟學(οἰκονομική)」なる文字に依りて家事經營の實際的學
問又たは技術、家事に適用せられたる實際的知識(οἰδηποτε)を意味し(Eth. Nic. VI. 8. §3
参照)、而して家事(οἶκος)は夫婦、父子及び主從(主人と奴隸)の三關係を包含し、而して又

た其の維持の爲めに財産を必要とすることが明かなり (Pol. I. 2.)。 *Economicus* はクセノフォーンの *Economicus* 以來希臘文献の特色ある標式も爲りて *Antisthenes*, *Xenocrates*, *Philonemus*, *Lampsacus* の *Metrodorus*, *Hierocles*, *Dio Chrysostom*, *Ploutarchos*, 新ビタゴラス學派 *Bryson*, *Callicratidas*, *Periklione* 及び *Phintys* 等に依りて記述せられり。尙ほアリストートリーズの書として吾人に傳存するものゝ中に同一表題の著書あるも、其の第一編は恐らく *Theophrastus* 若しくは *Eudemus* の手に成り、第二節は更後に遅れて約西紀前一百五十年乃至二百年の交に後のペリバテック學派の著せるものなりと *ズレ* (Eduard Zeller, *Die Geschichte der Griechischen Philosophie*, Theil II, Abtheil. ii, Ss. 869, 944, 945)。アリストートリーズが直接に這般の理論に貢献せるは其の「政治學」第一編に在り。

凡ゆる國家は一定の善を目的とし、而して其の最高なるものは最高の善を企圖す。君主政治と共和政治とは啻だに數に於て相違するのみならず、亦た性質に於て同じからず、此の點に於て從來の政治論者は誤れり。國家若しくは社會の本質を確定せんとせば、吾人は先づ其の構成要素に就きて考察せざる可らず (Pol. I. i.)。

國家の創生は家に於て見出る而して又た家事關係の第一は夫婦なり。男女は無關係に於て存在すること能はざるが故に、そは自然にして亦た必然なるものなり。男は自然に支配す可く、女は服従す可く形成せられ、又た之れに適せり。第二の關係は隸屬にして、人々の間に於ける不平等に基きて生じたるものなり。奴隸は自然に服従す可く形成せらる。然れども野蠻人の間に於ける外は、妻と奴隸とは同一に非す。第一の關係より父系的の結合を生ず。夫婦、主従、父子の結合よりして先づ家 (*oikos*) を成す。家は日常の欲望を充足するが爲めに自然に形成せられたる團體なり。而して之れを組成する者を *Charondas* は *Omuostivoi* (同一秣槽に於て食するの意) と呼び、クレータの *Epimenides* は *Opoekarioi* (同一の竈を使用するの意) と稱す。斯くて又た永續且つ相互の利益の爲めに多數家族の團體を生ず、之れを稱して村 (*kouros*) と云ふ。最後に多數の村が完全に相結合して一團體を成せる時、吾人は之れを稱して國 (*πόλις*) と做す。是に於て完全なる獨立の目的は初めて到達せらる可きものと稱するを得可し。人は自然に政治的動物なり (*ζωες πολιτεύεσθαι*)、而して政治的生活の創始者は正さに人類に取りて最大なる恩人なり。即ち國家は、德的に

善なる生活(εօ 57)を可能ならしむるが爲めに構成せらるゝなり(1, 5)。斯くて國家は契合に依る(20με)や又た自然に由る(φύσις)やの問題は兩者の對立に架橋するに由りて解決せられたるなり。

家族統治(οικονομία)に於ける家長の三個の關係は又た三個の支配を生す。即ち家族は必然(一)主人及び奴隸の關係に從ひ專制的に(δεσποτικός) (二)夫及び妻の關係に從ひ配遇的に(ταγματικός) (三)父及び子の關係に從ひ父系的に(πατριτικός)支配せらる可きものなり。(Pol. I. iii.)。斯くて彼の筆は先づ主として奴隸論に向つて進めり。吾人は彼が奴隸論を紹介するに先立ち、暫く爰に彼れ以前に於ける奴隸論の一端を窺知せざる可らず。

「流涕哲學者」ヘラクリトス「人生は思ふ者に取りては喜劇にして、感ずる者に取りては悲劇なり」と言へる Horace Walpole の警語は古代を通じて一は笑ひ、他は泣ける哲學者として著れたるデモクリトス及びヘラクリトスの兩者に最も良く適用せらるゝを得可し。George Henry Lewes, *The History of Philosophy from Thales to Comte*, 18

74. 4th. ed. vol. I. p. 66.)は一切の現象を以て、最も美しき調和を生ずる不滅の火(πῦ)の運動に於ける相反する傾向及び勢力の競合なりと觀じたり。總べては反対より成るものにして、善は又た惡、生は死なり。世界の調和は琴と樂弓とのそれの如く、相争へる衝動の調和なり。相反する傾向の間に於ける争鬭は萬物若しくは全實在の父にして王なり。πόλις πόλις μὲν πατήρ ἐστι πόλις δὲ βασιλεὺς, καὶ τοὺς μὲν θεοὺς

εἵστε, τοὺς δὲ αὐθόποιος τοὺς μὲν διοίκους ἐπίσημης τοὺς δὲ ἐκευθέρπους. (Fragm. 44, 84.) は又た單純なる比喩に非ず、爰に説かれたる争鬭は本然に於て一つなるものが二つに分離せるものにして、必然に特殊と全體、結果と勢力、實在と無有との間に存する矛盾なり。一切の生活は變化なり、而して變化は争鬭なり。(前掲 Lewes, p. 73.)

而して此のエフェソスの哲學者の眼は凡ゆる方面に於て相互的に激勵し、交互に條件附くる對立的勢力及び性質の作用を發見せり。彼れは生活の全體を圍繞し、其れ自體に於て凡ゆる別個の法則を包括する極性の法則を表明せり。彼れの意見に據れば、鬭争なき平靜は一般的睡眠、昏睡及び滅亡に導くものなり、彼れ曰く、

振蕩せられざる混和物は分解せらるゝに至ると。競合及び争鬭の原則は生活の

源泉にして又た防備たる不斷の運動の主因なり、而して其の祖宗、支配者及び守護者たるの性質は「父及び王」の稱號に據りて表示せられたり。「戦争は或る者が神々たる可く、他の者が人間たる可きを示し、そは或る者を以て奴隸たらしめ、他を以て自由民たらしめたり」。奴隸は戦争の捕虜及び其後裔にして、彼れ等の征服者及び支配者は自由民なり。斯くてヘラクリトスは人類の諸品等を鑑識し且つ保存するものとして、有能と無能との間に區別を劃するものとして、又た國家を建設し社會を組織するものとして戦争を想定したること其の議論の趣旨より觀て明白なり。彼れは此の差別的價値をして十分に表現せしむるが爲めに戦争を稱揚せり。而して吾人は奴隸及び自由民の類目と共に、彼れが神と人とを同格ならしむるに由りて、如何に之れに對して重大なる意義を與へたるかを認むるなり (Fragm. 38, Fragm. 47. 參照)。即ち戦争は亦た人と神との間の區別を生ぜしむるなり。宛も自由民の奴隸に對すると同一の關係に於て、人間は凡庸の人間に對する神と爲るなり。而してヘラクリトスは下界に隠れて、此の溫冷窮苦の界域内に於て、より高き知覺に代へて單純なる嗅覺に限定せられたる平凡なる靈魂の群れと並びて、娑婆

世界の人間より神的實在に高昇する選ばれたる精靈あることを想定せるなり。彼れは種々なる品等の段階、種々なる功績、種々なる能力、種々なる秀性を有する諸實在の梯子を想定せるなり。 (Theodor Gomperz, *Greek Thinkers, A History of Ancient Philosophy*, trans. by Laurie Magnus, vol. I. 1901. pp. 71-73. 405)。 (彼れが「自然論 (*περὶ φύσεων*)」の斷篇は Schleiermacher 之れを Wolf 及び Buttmann の *Museum der Alterthumswissenschaften*, I. III. 中に集輯し而して之れを解明せんことを努めたり)。

III

然るに「啓蒙期」に入るに及び、其の極端なる個人主義と相並びてキニック及びストア學派の特徴たる更らに世界一家的なる精神の開拓者たるに至りたるソヒストは人間の根本價値及び親族關係說を教へ、斯くてキニック學派と等しく奴隸を以て自然の制度なりと主張する學說に對して反對論を提唱せり。ソヒストの時代は希臘に於ける「啓蒙」(Aufklärung)の時代なり。彼れ等に於て其の最大なる説明者と代表者とを見出せる西紀前第五世紀の啓蒙期は第十八世紀に於けるそれと等しく、傳統的信仰に對する合理主義的反抗の時期を表示す。而して兩者は共に批

評的懷疑的反省力の運用に由りて生起せしめられたる知的革命を経ずして期待すること能はざる深玄なる哲學的研究(殊に社會制度に關する)の路を開けり。哲學に胚胎せる批評的精神性は今や哲學其の者に反應し、知識其の者に對して批評的考察は加へられたり。ソヒストは知の主體に對して眼を向けたり。プロタゴラスは一切の認識を感覺より誘導せり。而して又、是れ等演説、推理術、雜多なる實用的知識、文學批評、公私生活上に於ける成功法の通俗的教師は凡ゆる人本主義的研究、即ち物質界の本質及び其の暗示せる諸問題に關與せずして、自己及び自己を圍繞する自然及び社會に對する其の關係を知らんとする其の努力に於ける人間其の者の精神の事業に關する凡ゆる研究の創始者なりき。哲學は天上より人界に移されたり、注意は外界の自然より轉じて人間に向へり。宗教藝術、法律、制度は今や思惟及び科學に取りて適當なる題目として主張せられたり。

ソヒストと共に新たなる哲學的直觀の原則を生じたり、即ち主觀論相對論是れなり。一切の活動を通じて客觀的普遍的の眞理なし。吾人以上の秩序が吾人を束縛するものに非す。一切は人間の思想傾向に基くものにして、人は即ち萬物、換

言すれば、存在する物、在ると云ふ事、及び存在せざる物、無しと云ふ事、の尺度」と爲る (*πάντων γρηγορεῖς μέτρον ἀνθρώποις, τῶν μὲν οὖτων ὡς ἔσται, τῶν δὲ οὐκ οὔτων, ὡς οὐκ ἔσται.* Fr. i; Mull. (Fragn. Phil. ii. 130); in Plato, Theat. 152 A, 160 C, et saep. Sext. Math. vii. 60; Diog. ix. 51.) 從來國家の存在に對する充分なる理由として承認せられたる自然 (*φύσις*) なる名辭は今や人爲的のものに對する自然的のものとして法律 (*νόμος*) に對立せしめられたり (Xenophon, Memor. iv. 4. 14 ff.)。ソヒストは原始自然の狀態に在りては完全なる個人主義の行はれたるを主張せり。人は禁止なくして不正を行ふことなし。「火は此の地にも波斯にも等しく燃ゆ、而も人々の正不正に關する觀念は處に依りて異なるなり」 (Aristoteles, Eth. Nic., V. 7. 32.)。

然れども人類の多數を形成し、且つ強者と爭ふを不利なりと觀たる弱者は自ら不正を行はず、又た他より之れを受くることなかる可きを契約し、而して少數より成る強者を強制して彼等の決議に協力せしむるに至らしめたり。斯くて社會契約なるもの起り、是れに由りて自然是人爲の(契合 (*συμβολή*))に對して其の眞の本能を譲渡し、斯くて社會は其の存在を見るに至りしなり。プラトーンの「ポリタイア」の

第二編に於て Glaucon はソヒストの理論を表明せる社會契約説を陳べて曰く「正義は不正を行ふことなく、又た受くるなきの契約なり」と。 Chalcedon の Thrasymachus は同書第一編に於て正義に關する理論を表明せり。「正に政府が政治社會の強者たるに由りて命ずる所のものなり」。 Lycophron はアリストーテリーズに由りて、法は契約に由れるものにして、其の目的は個人の權利の安固なり、而して國家は何等倫理的職能を有することなしとの意見を有せるものとして引用せらる (Pol., III. 9. 88)。彼は又た生れの貴賤は單に人々の意見に於ける相違にして實在に於けるものに非ずと主張せるものなりと稱せられたり (Aristoteles の「出生の高貴」に關する對話 — Arist., Fragm. 82 — より Johannes Stobeus によりて引用せらる)。

這般の理論は其の初め道徳的基礎を破壊するの意志を以て構成せられたるものに非ず、而も幾分一國の法制を以て神通の立法者の命令なりと做す古來の因襲的思想に反対せるものなり。廣義に於ける謂ゆる「徳」の專業的教師 (παιδεῖσσας, καὶ ἀριστοῦ ὀνδοκαλοῦ) として現れたる彼等は「徳」なる名辭に由りて當時一般に意味せられたる所のものを了解せり。 Prodicus が Heracles 及び其の他道徳上の講義 Hippias が

Nestor の口を藉りて言はしめたる忠言は、是れ等のものにして時代の倫理觀と矛盾せるものなりしならんには決して事實其の受けたるに等しき賞讃を贏ち得ることなかりしなる可し。 Protagoras は正義 (ἀρετή) 及び義務 (ἀρετή) の感覺を以て、人々が凡ゆる人間に許與したる賜物なりと做せり (Platon, Prot., 320 C. ff.)。 Gorgias は一般普通に思料せられたるが儘に男女、兒童及び奴隸の徳を叙述せり (Platon, Meno, 71 D f.; Arist. Pol. i. 13, 1260 a. 27.)。遮莫そは Thrasymachus' Polus 及び Callicles (Gorg. 482 E ff.) 後者は之れをソヒストと稱し難き人々に由りて、自然の權利は強者の權利なり、凡ゆる人爲の法制は時代の權威が彼れ等自己の利益の爲めに構成せる専擅なる設定に過ぎず、若し正義にして普く稱讃せらるゝとせば、そは多數の人民が之れを以て其の利益なりと見たるの事實に發せるを主張し、人間は本來強者の遵奉するを要する凡ゆる法制に依りて拘束せらるゝの事實及び權力は唯一窮極の法律たることを否定するの手段たるに至れり。

自然と契合との對立は往々にして Democritus 派の物理學と連結せしめられたり。即ち是れに從へば眞に存在するものは原子と空無 (τὸν νεῦρον) あるのみ、他の凡ゆる物、

感官に映する一切の世界は單に原子間の排列に外ならず、夥多なる有(*τὸ πλῆρος*)は空無と均しく存在するも、總べての物の生ずるは原子の相寄るに外ならず、其の滅するは相離るゝに過ぎざればなり。恐らく Democritus は同じく Abdera の町民なる Protagoras に比して二十才の弱齡なりしが如く、従つて其の師たりしことを信ずる能はあるも、而もアトーミスト哲學は恐らく契合と自然、外觀と眞實との對偶に關する意見を弘布せしむるに與つて力ありしならん。加之ならず、彼は又た社會の始源に關し、穩和なる形態に於ける社會協約説を主張せるものと見るを得可し (E. Barker, *Political Thought of Plato and Aristotle*, 1906, p. 37.)。

斯くてソヒストは又た奴隸制度を以て自然と觀ることを拒否したり。エリスのヒピアスは言う、余は此處に臨席せる諸君の總べては法に由りては然らざるも、自然に由りては關係ある (*οὐ γενέσθαι, οἰκεῖον*) もの (親類、知己及び同一市民) を認む、即ち同様なるものは自然に同様なるものと親近なるものなるが、而も法は人間を支配する僭主にして、屢々吾人を驅つて自然に反する幾多の強暴 (*παρὰ τὴν φύσιν*) を行はしむるものなりと (Protagoras, 65.)。アリストーテリーズが其の「政治學」第一編第四

章乃至第七章に於て論じたる奴隸制度の正當に對する攻擊はソヒスト中の或る者によりて行はれたること殆んど疑ひを挿むの餘地なきなり。Alcidamas なる修辭家は「神は凡ゆる人々を自由ならしめたり、自然は何者をも奴隸たらしめず」と言へりと傳へらる (Aristoteles, *Rhet.*, I, 13. 傍註)。アリストーテリーズの論理は奴隸制度が單に現存の事實なるが故に、又たそが強者の權利に基けるものなるが故に、其の總べてを是認せんとする者並びに、権り人間の施設に依頼し、自然に基くものに非ざるが故に、其の總べてを非難する者に對して等しく行はれたるものなり。

希臘三大悲劇作者中の最後に位する Euripides は、ソヒストと等しく、著しく個人主義的なりしも、而も國家の必要を説明するに當り、舊套なる自然に依れるの形跡を有す。彼は社會的秩序と自然の秩序との間に並行を畫し、是れに由りて法律及び政府を是認し、而して中流農民階級の支配權に左袒せり (Orestes 917-22; Supplices 399-456, 238-45; Phoenissae 535-51)。彼は農業の重要なことを及び自己の土地を耕作する小農民 (*αὐτογηρός*) の國家の支柱としての尊嚴を力説せり (Orestes 917 ff.; Electra 252 ff.)。ユーリピードスはソヒストと其の世界一家的の意見に於て克く一致せる

ものなり。彼れは正直なる人間は自然の貴族なり、不正の人は假令ヂュースの子若しくは之れよりも尊い生れなりとするも卑賤(*δυστεγής*)なりと稱して家系の人爲的區別に反對し (Fr. 345 (一千八百八十五年 Nauck 版) frs. 54 (Alex.), 514 (Melanippe), 8 (Electra) 彼れは其の劇中の奴隸をして高貴なる情操を表明せしめ、而して其の貴族に纏はしむるに艦樓を以てせり)、奴隸制度を非難し (Ion 854; frs. 828 (Phrixus), 515 (Melanippe) (Nauck); Helena 730) 奴役を課せるものは自然に非ずして、慣習及び名目なりと觀たり。曰く、奴隸に取りて恥辱なるは獨り名目のみなり、他の總べてのものに於ては奴隸たらしめられたる正直なる人間は自由民の品位以下に降ることなし。

四

プラトーンは社會の始源に關する自然說に依りてソヒストの社會契約說及び法を以て純然たる契合と做す其の解釋に對抗せり。彼れの思想に據れば社會の基礎其の者は永遠の正義中に設定せられたり。彼れ等は單純なる契合の結果にも、亦た悉く神通の立法者の製作にも非ずして、自然的及び人爲的要素の複雜なる所産なり。 (Laws 889 D-E, 709 B-D 參照) 彼れに取りて重大なる意義を有するもの

は人々が出來得る限り多數の欲望を有して、悉く之れを滿足せしむるに存せずして (Gorgias. §§ 491-494 參照) 彼れ等が世界に於ける其の特殊の事業の何たるかを發見して之れを遂行せざる可らざるに在り (Rep. II)。彼れは國家の始源を以て個人が其の缺乏の感を滿足せしむる上に於て其の自足性の缺乏せること、並びに事業及び交易の利益に求めたり。即ちプラトーンは一種の經濟史觀を有せる者とも稱し得可く、其の著「ポリタイア」の第一編に於て曰く「國家は人類相互の必要 (*δημόσια χρήσις*) より生ず、何人も自足的 (*αὐτόκοτης*) なるに非ずして、而も吾人は悉く皆な多數の欲望を有す。斯くて吾人は多數の欲望を有し、且つ多數の人々は是れ等のものを補足すること能はざるが故に、或る者は或る目的の爲めに助成者を要し、他は又た他の目的の爲めに之れを要す、而して是れ等の人員と助成者とが相共に一の居所に集合するの時、此の住民の團體を稱して國家と云ふなり。而して彼れ等は相互に交易を行ひ、又た交易は彼れ等の利益たる可しとの觀念の下に、一は與へて他は受くるなり」 (Rep. II 369 ff. Laws, III. 678 ff.)。

是れ等の諸欲望中に於て最も緊切なるものは食住衣なり、斯くて又たプラト

ンは進んで農夫、建築師、織匠、靴工恐らくは又た自己及び相互の欲望を補充する其、他數種の工匠より成る最も單純なる社會又たは國家を想定せり。而も彼れは是れよりして諸國家を以て事實上凡ゆる場合に於て各種の經濟的生産者が集合して社會契約を締結せるより生じたるものと思惟することなく、彼れがソヒストの社會民約説を知悉せること明かなるに拘らず(Rep. II. 359 A.)。彼れは其の「法律」に於て明確に民族及び父權的家族よりして政治的社會は發達するものなりとの學説を唱道せり(Laws III. 676 seq.)。洵に互惠は最も原始的な國家に於てさへ必要なものなり(Rep. 369 C.)。分勞は此の必然的依頼より生ず。即ち彼れ曰く、吾人は或る人が其の本性に適せる一事を爲し、便宜なる時に於て之れを行ひ、而して凡ゆる他の事務を抛棄する場合には常に凡ゆる物は更らに潤澤に、更らに品質に於て良好に而して更らに容易に生産せらるゝに至る可しと推論せざるを得ずと(Rep. 370 C. πλείω τε ἐκαστα τηρεσαι καὶ καλλιν καὶ πέπον, δὲν εἰς τὸ κατὰ φύσιν, καὶ εἰ κατὰ συγκρίπτων εἰλλω ἔγρω, πολλαγ. Laws VIII. 846 E 参照)

プラトーンは又た分業の進歩が國家の大きさ及び複雜の大増加に依頼するの事

實を認めたり(Rep. 370C-371B.)。そは職業の増加、產業の發達(Rep. 370C-D)、小賣業者(kathηλος)の發生(371C-D)。彼れ等は他種の勞働に對し肉體上不適當なるものたる可きなり)及び交易の媒介物として貨幣の發明を意味す(371B; Laws 918B)。小賣業の職能を是認す可き根據は之れなくんば賣手は往々にして空しく其の財貨を賣却するの機を遷延し若しくは逸し去るの已むなきに至ることあるに存するなり。國際間に於ける分業の必要も亦た承認せられたり。輸入品(επειδημητικων)を必要とすることなきが如き場所に都市を建設すること不可能なるが故に、國際貿易起り、而して之れと共に商人(εμπειρος)及び海員階級並ひに總べて運輸業の勞働に從事する者を生ず(Rep. 370E-371A)。「法律」に於ては彼れは其の原則を國際貿易に擴張することなし。斯くて理想主義者にして又た商工業の敵として隠れなきプラトーンは其の「共和國」の根本原理より直接彼れ等を發現せしめたるなり。彼れは原始的國家に於てすら十分に發達せる商工業が其の存在に取りて必要なるを諒知せり、而して彼れが是れ等のものに對する敵意は事實單に彼れの謂ゆる其の不自然なる用に對してのみ向へるなり。Poehlmann はプラトーンが一方に分業を主張

し、他方に於て單純なる生活を欲求せるの矛盾を指摘せり (Geschichte des antiken Sozialismus und Kommunismus, II, 1901, Ss. 185—)。而かもプラトーンは之れを知悉し、而してされよりも單純なる理想は不可能なるを覺知せり。加之ならず、彼の意見に於ては、分業の一職能は彼等を其の本然の任務の執行に限定し、彼等が純然なる貨殖の手段に墮落するを抑制するに存せざるを得ず。治者階級は自由の工匠 ($\delta\gamma\mu\alpha\mu\rho\delta\alpha\epsilon\kappa\theta\epsilon\pi\alpha$) たる可きものなるが故に、そは又た斯くの如き職業を能力低く階級に限定するの結果と爲らざるを得ず (Rep. 395C, 434A-D. 及び同 420B-421B 參照)。「法律」に於ては、工匠及び交易業者は市民に非ず (846D, 847A, 918B-C)。固と是れ偏見に基けるに非ずして、更らに善美なる統治を得んが爲めなり。其の間に又た被傭者及び奴隸より成る他の階級を生ずるなり。プラトーンは彼が獨立の労作者を意味したる精練ある生産者より不精練なる傭雇労働者を以て別個の階級として區別せるなり。彼は先づ經濟的事實として其の原則の表現を行へりと雖も、而も彼が是れに於ける本原の興味は倫理的及び知的準則たるに在り。靴直しが終世其の職を固執するの事實は單に正義の象徴 ($\epsilon\lambda\delta\omega\lambda\alpha\mu$) たるに過ぎず。

(Rep. 443C-D.)。然れども彼は極端なる專業は偏狭にして一方的なる人物を生ぜざるを得ず、而して進歩は其の硬直に過ぐる適用を嫌惡することを了解せり。

(Apol. 21C-22E.)。彼は又た貧民が國家に由りて使傭せられる場合には、彼等は特殊の仕事を有せざるが故に、分業は破壊するの事實を知悉せり (Rep. 552A.)。

プラトーンが第一位若しくは最單純なる理想的國家 ($\delta\gamma\mu\epsilon\iota\alpha\mu$) に在りては、奴隸制度も戦争も明かに存在することなし。彼は是れ等のものを以て更らに複雑なる國家に存する必然の害悪と信じたり (Rep. II 371, etc.)。彼曰く、僕主は宛も全市が總べての蜂起に對し自己を防護するが爲めに聯盟しつゝあるが故に安固なるを感ずる都市に於ける奴隸所有者の如し、彼にして荒野に誘はれて其の奴隸の間に置かれ、近く一人の自由民も存することなしと想像せば、彼は恐怖の苦中に沈み、其の生命を救ふが爲めに凡ゆる手段を盡すに至る可し、彼にして一切の奴隸所有者に對して宣戰せる「人民の間に輸致せられたりと想像せば、彼は敵の眞唯中に存し、最極限の禍患中に存するなる可し」 (Ibid. IX. 578.)。彼は私生活に於てさへ絕對權の危險を感じし、而して不當なる強制を忍受し得る者殆んど

どなきを信じたり (IX. 579D)。彼れは人間の性質を以て別個の階級に絶對に分割せらるゝを許さる單一なるものと思惟せり (Laws VI 777B)。彼れは其の第二位の理想國に於ては奴隸制度を拒否することなかりしと雖も、而も之れを以て全部族の世襲的運命と觀ずじて、其の兩親の何人たるとを問はず、邪惡なる者、野蠻人又たは更らに高き生活に不適當なるの觀ある者に限定せんことを欲せり (Rep. III. 415A)。要するに、彼れの理想國に於ては奴隸制度は極めて鮮少なる役割を演ずるに過ぎず、爰に彼れの理想論は其の感知せる經濟的必要と奮闘しつゝあるの觀あるなり。「法律」に於ては、彼れは率直に其の必要を認め農業をすら之れを他の産業と等しく奴隸の手中に委ねたり (Laws 806D.)。然れども、彼れ等は動物として取扱はる可きものに非ず、適當なる待遇に依りて其の中に一定程度位の道義及び善良なる仕事に對する功名心を發達せしめ得可き理性ある人間として取扱はる可きものなり (Ibid. VI 776D-777E)。必然彼れの目的は倫理上よりも寧ろ經濟上に存し、奴隸をして其の運命に満足せしめ、斯くて又た更らに善良なる生産者たらしめんとするに存せるなり。彼れは他の箇所に於て國內に於ける被放者の存立に供へ、彼

れ等が其の舊主人よりも富裕と爲ることなかる可きを約定せるも (Laws 915 A. ff.)。而も善行に對する報酬として自由を許與す可きを説くことなかり (Albert Augustus Trever, *A History of Greek Economic Thought*, 1916. pp. 36-38; James Bonar, *Philosophy and Political Economy*, 1893. pp. 27-28.)。 (尙ほ、クセノフォーンの奴隸論に就きては、[1] 田學會雜誌第十二卷第十一號所載拙稿「クセノフォーンの諸著に現れたる經濟論」參照)。

五

這般の傾向はアリストーテリーズに至りて一層顯著と爲れり。國家の起源に關するアリストーテリーズの學說は、プラトーンの如く純正に合理的のものに非ず。彼れは政治的團結に對する衝動は凡ゆる人々に生得なることを推定せり。曰く「人間は自然に政治的動物 (*πολιτεύοντα*) なり」 (Pol. I. II. 3. 9)。遮莫、此の有名なる章句は「自然」に關する彼れの意見とソヒストのそれとの間に於ける罅隙を示すものなり。此の文章は往々アリストーテリーズが單に人間が群居的動物たるを意味せるものなるかの如く引用せらる。而も彼れは是れよりも

遙かに多くを意味したり。人間は其の最低の階級に於ては他の幾多の動物と通有なる群居性を有せり。而も人間は市邦 (polis) の人員たるに非ざれば、彼に對して開がれたる諸般の可能性に到達することなし。一事物の真個の「自然」は其の最粗笨、最低又たは最初期の階段に見出さる可きに非ずして、其の最高なる發達に於て見出さる可きものなり、而してアリストーテリーズに取りては、其の強烈なる政治的生活、其の友愛的交際に對する機會、其の藝術、其の哲學を有する希臘都市は最高の社會的組織たりしなり。斯くて若しアリストーテリーズに向ひて自然に正なるものありや否やを問はんか、彼の答は政治的制度より離れずして（即ちそれは彼に取りては無意味なるが故に）、而も最善若しくは理想的の國家の制度に従つて正なるものは自然に正なりと云ふに存す。

彼が奴隸制度に對する態度は正さに前述せる兩極端論の中庸を選めるものなり。彼の時代に於てはソヒストの批判は既に凡ゆる傳統的制度の根柢を動搖せしめたり、而して奴隸制度は自然に反すと做せる其の所論はキニイック學派を通じて有力なる社會學說と爲れり。奴隸に關する思想は二個の主要なる學說

中に晶化せり、一は仁愛を正義の内に包含せしめ、是れに由りて蓄奴の權利を否認し、而して他は正義を以て強者の支配と同一視し、是れに由りて純然たる強力に基盤を有するものとして斯制度を擁護するなり (Pol. I. v. 參照)。古來の傳統的思惟に依ることなくして、其の經濟的必要に於ける意識的信仰を通じて斯制度を擁護せしむる實際的なるアリストーテリーズは此の相對立せる兩說の中道を行くなり。彼は自然の奴隸制度に關する古來の意見を擁護せるも、而も道義及び仁慈の基礎を脅すことなきが爲めに純然たる強力のそれを拒絶せり。彼の所論は奴隸制度が人間社會に於ける自然にして且つ必然なる (φύσις) 關係にして、偶發的若しくは約定的 (νόμος) のものに非ずと做すに在るなり (Pol. I. iii. 參照、Trever p. 97.)。

所有產 (κτήματα) は家の一部分なるが故に取得の技術 (τέχνη) は經濟的 (家事經營) 技術の一部分なり。所有產は有生 (αγένεια) 若しくは無生 (επενδύσεις) の孰れかにして、又た生産 (παραγή) 若しくは行動 (καρδία) の孰れかに關するものなり。奴隸 (δοῦλος) は生活に資する (πόρος γενής) 有生の道具 (οργανικόν γενής) なり。そは凡ゆる他の道具よりも更らに價値あるものなり。即ち若し凡ゆる道具が命令に従ひ、又たは其の

主人の意志を豫知して其の特殊の仕事を遂行し得ること宛も *Daidalos* (クレーケ) の迷宮を建設せる神話的技匠の彫像、若しくは火の神 *Hephaestus* の三脚の如くにして、斯くて若し梭は自ら織り、琴は自ら彈せんか、建築師は被役者を必要とするこなく、主人は奴隸を要することなかる可し。奴隸は行動の範圍に於ける被役者にして生産の方面に於けるものに非す。彼は貨物の生産者 (*ποιητής*) に非ずして勤務 (*ποικιλός*) のそれなり。而して宛も財産が全然或る他のものに屬する一部分 (*ποικιλός*) に過ぎざるが如く、奴隸も亦た財産として全然其の主人に屬し、其の肉體より分離し得可きも (*καρκίνος*)、而も其の一部分を成すものなり。尙ほ一個の人間たるに拘らず、單に財産たるに過ぎざるものは自然に彼自身の主人に非ずして、彼のが其の眞の存在を見出せる他人に屬するが故に、彼は自然の奴隸たるなり (Pol. I. iv.)。

六

彼は次いで斯くの如き性質の者が事實存在するや否や、奴隸たることは或る者に取りて正當且つ公正なりや、又た凡ゆる奴隸は自然に反するやの問題を考察

せんとせり。或る者は支配し、他は支配せらるゝは單に必然なるのみならず、又た有用なり。或る者は其の出生の状態に由りて服従す可く指定せられ、他は支配す可く指定せらる。加之ならず、等しく支配及び被支配の多數の種族存す。而して支配せらるゝもの愈々善良ならんか、支配も亦た愈々善良なるなり。支配及び服従の原則は凡ゆる自然の秩序に浸徹す。そは凡ゆる性質の生物に就きて真なるのみならず、無生物にさへ及ぶものなり。即ち奴隸の主人に従ふは尙ほ肉體の精神に、家畜の人間に、女の男に従ふが如し。或る者は其の心的、徳的の資質に於て全然他に劣りて生るゝが故に、彼等が奴隸たるは單に便利なるのみならず、又た以て正當のことにつく。自由の標準は心知的能力及び精力なり、純然たる肉體的能力は奴隸を標示す、即ち其の優越 (*εὐτιμία*) の全部は純然たる肉體的活動に存すればなり (I. v.)。

然れども此の外に第二種の奴隸あり、そは自然の奴隸 (*καρκίνος*) に非ずして、例へば戦争の捕虜が奴隸の階級に入れるが如く、契約又たは合意に由りて生じたるもの (*καρκίνος σύμβολος*) なり。此の種の奴隸に關しては是非の論あり、畢竟するに斯くの

如き意見の相違は總べて、彼等が正義の何たるかに關して一致することなきの事實より生ず。アリストテリーズは之れを折衷して曰く、此の種の奴隸は抽象的には不正なりと雖も、而も諸國民の慣習法に由りて是認せられたるを以て或る程度まで辯護し得可きものなり。而も其の原因を爲せる戰争が不正なる時、又たは貴き生れの者が奴隸と爲るが如き場合には不正なり。彼等が自然なる時は奴隸と主人との間には或る程度まで利害の一致を見るも、而も征服者とその捕虜との間の關係は彼等の間に自然に存するものに非ざるが故に、斯くの如きもの存することなし。奴隸は本來其の主人の一部たるものなり、而して宛も全體が病めるか若しくは一部が病める場合には他の部分も亦た之れと共に苦惱するが如く、主人と奴隸との利害は或る程度まで一致するも、而もそは一が善く支配し、他が善く服従する間のみに限れり。そは單に自然の奴隸のみに適用せらるゝものなり(1. 5.)。

專制と民政(πολιτεία)とは同じからず、前者は奴隸に對し、後者は自由平等の民に對す。家の支配者は君主的又たは專制的權力を有す。主人は奴隸を支配するの

道を知悉せるが故に主人と稱せらるゝに非ずして、主人なるが故に主人たるなり、而して奴隸及び自由民亦た其れ其れ同一原則に立てり。而も亦た主人及び奴隸に取りて其れ其れ適當なる一種の知識あるの觀あり。即ち奴隸は如何に行ふ可きかを知るを要し、主人は如何に命ず可きかを知るを要するなり。這般の知識は何等重大高尙なるものを包有することなし。斯くて這般の煩勞なる事務を免るゝの力ある者は之れが爲めに執事を使偽し、而して専心公務若しくは哲理の研究に從事するなり(1. 5.)。一家の主人は彼の支配する「人」に注意し、次ぎに「財産」を顧慮せざる可らず。彼は各人をして善く自己の能力(εργα)を實現せしむることを努めざる可らず。妻子及び奴隸は其れ其れ其の徳(εργα)に於て同じからず。而して彼等は奴隸をして有意的に彼等の仕事を行はしむるが爲めには刑罰に依りて之れを強制せざる可らざるも、而も妻子は善く之れを訓練せざる可らずとする報酬として自由を與ふ可きことを論じたり(Econ. 1. 5.)。

抑もアリストテリーズは政治上若しくは社會上の正義を論するに當りて之れを自然的及び法律的の二種に分ち、而してソヒスト流の主張に對せり。自然是凡ゆる所に於て不易にして且つ同一の力を有せざる可らず、然るに公正及び正當に關する人々の觀念は場所を異にするに従つて相違するが故に、總べて公正なる物は法律に基くものにして自然の正義なるものなしと做すもの即ち是れなり。彼は倫理觀念が實際に相違せるの事實を承認せるも、尙ほ總べて此の不同の基を爲せる一致の要素の存することを論爭せり。法律上の正義は合意に依るものにして、國を異にするに由りて異なること、宛も酒類及び穀物の樹の各地に於て同じからざるが如し。自然の正義は人間の正義の歸向する理想なり。恐らく自然の正義は神々の間に於ても見出さるゝを得可し。往々にして左右兩手を等しく使用し得る者あることは事實なるも、而も自然には右手は左手よりも強しと謂ふを妨げざるなり。(Eth. Nic., V. 7, ss. 1-4)。自然と人爲の制度とは不幸にして常に必ずしも相一致するものに非ず。然れども彼等の間には何等必然の矛盾存することなし。自然は常に其の目的を完全に成就するものに非ず、自由民の靈魂にして

時に奴隸の肉體中に見出さるゝことある可く、奴隸の靈魂にして自由民の肉體中に存することある可し、殊に純然たる人爲的奴隸存するが故に、奴隸制度は自然にも亦た有利にも非ずと做すの主張は幾分の眞理を包含するものなりと雖も、凡ゆる政治的正義、更に正しく言へば市民法 (*πολιτικὸν δίκαιον*) の歸趣は自然の正義なり、現在の奴隸は軀がて自然の奴隸と一致せしむ可きものなり。アリストテリーズは自然と人爲との對偶を以て例へば、プラトーンの *Gorgias* 中に Callicles の用ひたるが如く單に反對者をして沈黙せしむるの手段として使用せられたるソヒスト流の方法に過ぎずと做せり (Sophistici Elenchi, c. 12, 173, a. 7)。Callicles の自然的正義、更に正しく言へば自然の權利 (*πολιτικὸς δικαῖος*) は力を意味するものにして、弱者が自己の保護の爲めに締結せる契約に對立するものなり (Gorg., 484)。ソヒスト流の主張の神髓は對偶の絕對なるに存す。而もアリストテリーズは自然と人爲との間に何等絶對の對立在ることを主張せざるなり。

森を眺めんとせば、吾人は樹間より出でざる可らず、家屋の全景を觀んとせば、吾人は之れよりして一定の距離に立たざるを得ず。而して又た倫理、政治及び宗教

に關する哲學的理解に於ける最初の企圖は是れ等のものに對する反抗の形態を取つて現るるの觀あり。全然安んじて古來の制度の下に留り、其の權威を信じて疑はざる者は是れ等の物に就きて反省せんとするこことなし。吾人が一度び「自然的」経過の畫一を以て人間的式法の不同と對比したるの時、吾人は爰に初めて倫理學及び政治學の問題と相對す。旅行に由りて知見を啓き、地方的偏見を脱却し得たる者は往々にして「習慣は一切のものゝ君主なり」と叫ばざるを得ざりき (Herodotus, III, 27-28. 「狂くる」Cambyses が犠牲を殺せる顛末及び之れに對する Herodotus の考察)。遮莫「總べての人をして其の趣味に依らしめよ」と言ふは藝術批判に於ける淺薄なる準則なり。然れども斯くの如き「印象主義」は正不正の問題に關しては更らに一層不適當なるものと爲る。之れを實際に適用せんか、そは無政府的狀態が若しくは又た往々にして成功せる僭主政治、或ひは頑冥不理なる慣習に對する激酸たる默従を意味す。合理主義、懷疑論、悲觀説、盲目的服従は政治的及び宗教的依信の歴史に於て頗る普遍的な旋道なり。

是れよりして逸脱す可き唯一の道は自己に對して忠實にして、惟り個人の心意

に於てのみをらず、人心の具體的製作、即ち合理主義が先づ「不自然」のものとして分類するに由りて着手せる倫理的、政治的、宗教的制度其の者に於て條理を見出さんとせる合理主義あるのみ。是れ等の諸制度は單に一方向にのみ作用しつゝある自然の盲目的諸力として「自然」を解するの意味に於て「自然」なるものに非ず、而も是れ等のものは、吾人が全宇宙としての「自然」に於て知覺する最高のもの、即ち人間の思想及び意志の結果なり。是れ等のものが單純なる自然と一致するものに非ざるの事實其の者は、彼れ等が品質に於て、より高きを立證し、人間の信仰及び制度に於ける誤謬其の者は是れ等のものに於ける表出の爲めに努力しつゝある理性の證左なり。アリストテリーズに取りては「自然」は有機及び無機の全宇宙、換言すれば、必至に由つて作用する「自然」即ち無機界と、目的に向つて作用する「自然」即ち有機界とを包含するも、而も彼れは「必然」の支配することなくして、自由若しくは合理性の支配する有機界は、人間に於て最も明瞭に顯現するが故に特に之れに對してを用ひたり。斯くて「自然」なる名辭は往々にして「理想」なる文字に代る可きものと爲るなり。アリストテリーズの奴隸論は正さに這般の思想の一表現に過ぎざるなり。

(一九二〇年十一月十三日)

第十四卷 (一六八一) 論 説

アリストテリーズの奴隸制度論

第十二號

三一